

年 月 日

保護者殿

大分県立竹田高等学校
校長 木戸 孝明

出席停止のお知らせ

生徒が下記の学校感染症に罹っている、またはかかっている疑いがある、あるいは罹るおそれがある場合、学校保健安全法第19条の規定により、それが他の生徒に感染するおそれなくなるまで登校できないようになっています。

医師から登校の許可が出るまでは、充分休養のうえ、完治させてください。なお、この期間は欠席扱いとはいたしません。つきましては、医師の証明が必要ですので、下記の学校感染症罹患届を主治医に作成していただき、ご提出ください。

学校感染症の病名と出席停止の期間		
分類	病 名	期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（H5N1をのぞく）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及びその他の感染症（感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症等）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

.....キリトリ線.....

学校感染症罹患届

年 組 氏名 _____

診断名 _____

期 間 月 日 ~ 月 日 まで

上記の生徒罹患の疾病は、治癒しており、他への感染のおそれがないことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名 _____ 印 _____